



特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物 の処理の現状について

平成28年3月

放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物

関係原子力事業者が処理

特定廃棄物

① 対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域（檜葉町については全域）



環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定



国が処理

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査（特措法第16条）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の放射能濃度の調査（特措法第18条）

環境大臣に申請

② 指定廃棄物

セシウム134・137の放射能濃度の合計が8,000Bq/kgを超える廃棄物は、環境大臣が指定廃棄物として指定

国が処理

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物として、一定の地域にある一定の種類の廃棄物（水道施設や下水道の脱水汚泥・乾燥汚泥、焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等）を環境省令で規定
- 廃棄物処理法の処理基準及び特措法の特別処理基準に基づき、市町村・事業者が処理

16条調査の対象施設

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	その他道府県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○	
(4)一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の用に供される												
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○									

環境大臣(地方環境事務所長)へ報告され、調査の結果8,000 Bq/kgを超える汚染状態のものは、**指定廃棄物(特定廃棄物)**となる。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲

事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもののうち、対策地域内廃棄物・指定廃棄物等を除いた8,000Bq/kg以下の下表に該当する廃棄物

平成24年12月9日以降

施設の種類	廃棄物の種類	都道府県												
		岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	△	○	○	△	△	△		△	
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		△		○	△	△	△	△	△	△		△	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				○*	△	△	△	△	△	△	△		
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○		
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○*		△							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		△		○	△	○	△	△	△	△		△	
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△			
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				△									
—	廃稲わら	○	○		○		○							
—	廃堆肥	○	○		○		○							
—	除染廃棄物	(除染実施区域内)												
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	(地域限定なし)												

※: 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除く。

○、□: 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物。

△: 平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもの以外は、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物。

特別処理基準・特別維持管理基準

特別処理基準

収集・運搬、焼却・熱分解・溶融・焼成、埋立処分

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を処理



廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、特別処理基準を遵守

- 収集・運搬
- 焼却等
- 埋立処分
- ・積替え保管施設での表示義務
- ・バグフィルター等の設置義務 等
- ・土壌層の設置と層状埋立
- ・ばいじんと水との接触低減 等

特別維持管理基準

焼却・熱分解・溶融・焼成施設、汚泥の脱水施設

特定一般廃棄物・
特定産業廃棄物の
処分の用に供される

or

一都九県に所在
青森、秋田を除く東北4県、
神奈川を除く関東1都5県

最終処分場

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された



廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、特別維持管理基準を遵守

- ・排水、排ガスの放射能濃度の測定
- ・排水、排ガスの放射性物質の濃度限度の設定
- ・施設の敷地境界等での空間線量率の測定
- ・記録の作成、保存 等

廃棄物焼却施設における排ガス・飛灰（ばいじん）等の調査

16条調査による報告



12都県を対象に、廃棄物焼却施設における排ガス及び焼却飛灰・溶融飛灰中の放射性セシウム濃度等をアンケート調査



- ◆ 平成24年～平成27年11月までの排ガス及び飛灰・溶融飛灰中の放射性セシウム濃度の測定結果を都県別・暦年別に整理。
- ◆ 飛灰・溶融飛灰・混合灰の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超えたことのある6都県について、施設ごとの経年変化を示した。

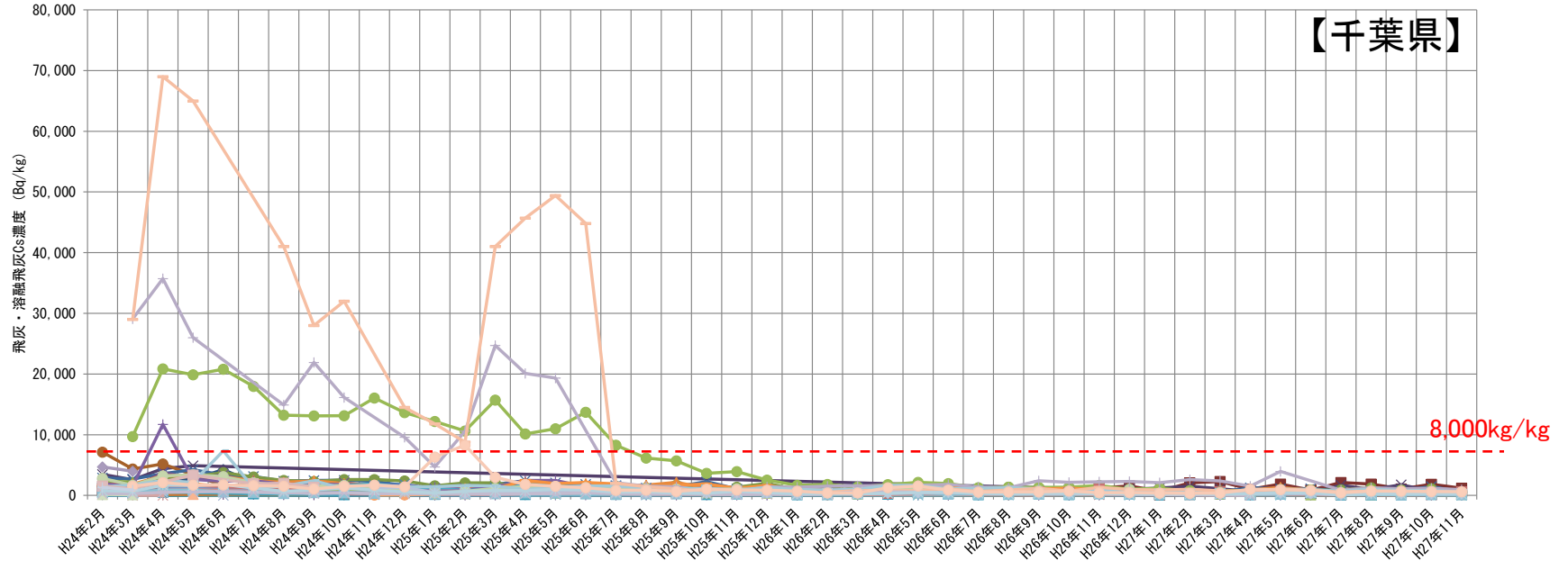
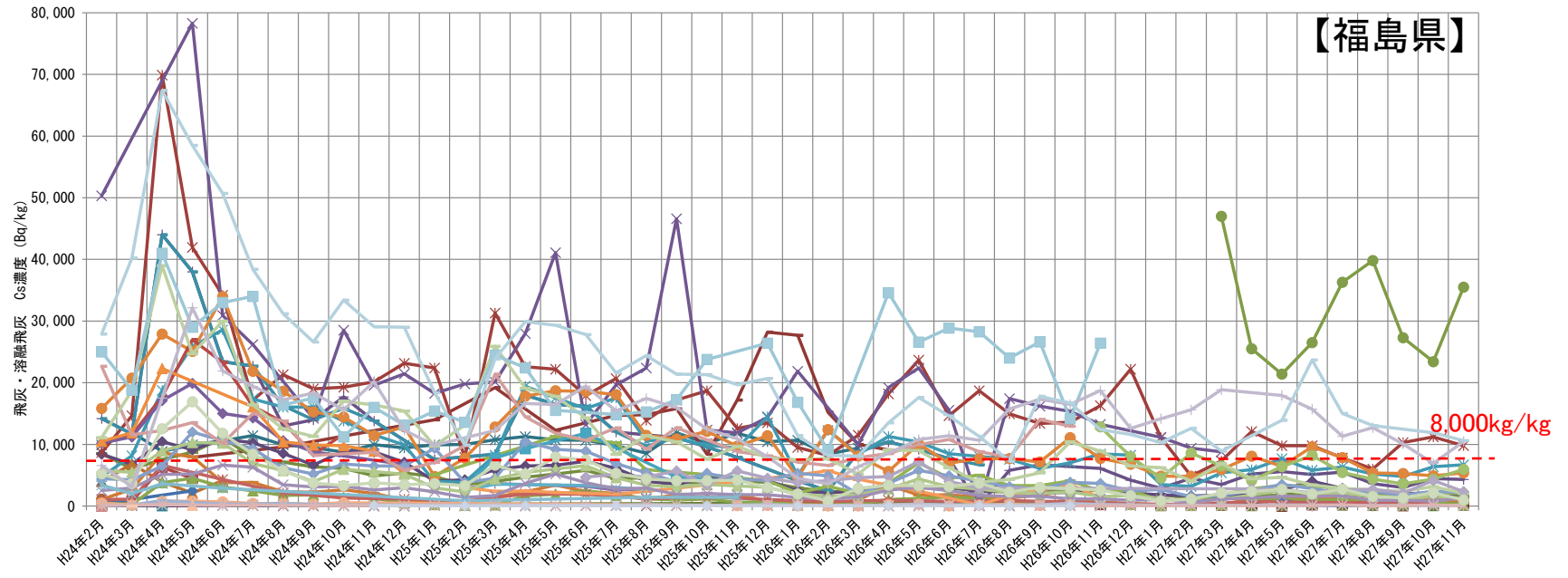
廃棄物焼却施設における排ガス・飛灰（ばいじん）等の測定実績

都県	排ガス Cs134+Cs137(Bq/m ³)※1	飛灰・溶融飛灰・混合灰 Cs134+Cs137 (Bq/kg)			
	平成27年測定結果	平成24年測定結果	平成25年測定結果	平成26年測定結果	平成27年測定結果
岩手県	不検出	18～28,000	不検出～8,500	不検出～8,200	不検出～3,550
宮城県	不検出	不検出～4,900	89～3,800	13～2,090	24～3,480
山形県	不検出	不検出～4,800	不検出～2,040	不検出～1,000	不検出～600
福島県	不検出～0.6 ※2	不検出～99,100	26～46,600	12～34,600	不検出～47,000
茨城県	不検出	不検出～12,540	127～8,030	69～5,010	81～4,010
栃木県	不検出	110～22,800	不検出～12,300	不検出～7,100	不検出～6,700
群馬県	不検出	不検出～4,260	59～2,186	55～1,312	不検出～1,386
埼玉県	不検出	不検出～4,500	不検出～2,112	30～1,110	不検出～751
千葉県	不検出	不検出～69,000	26～49,400	不検出～2,400	不検出～3,956
東京都	不検出	不検出～11,100	24～2,608	11～1,494	不検出～1,932
神奈川県	不検出	35～1,173	79～569	不検出～496	12～530
新潟県	不検出	不検出～1,850	不検出～900	不検出～460	不検出～560

※1 排ガス測定の検出下限値は廃棄物関係ガイドラインにより2Bq/m³以下と定めている。

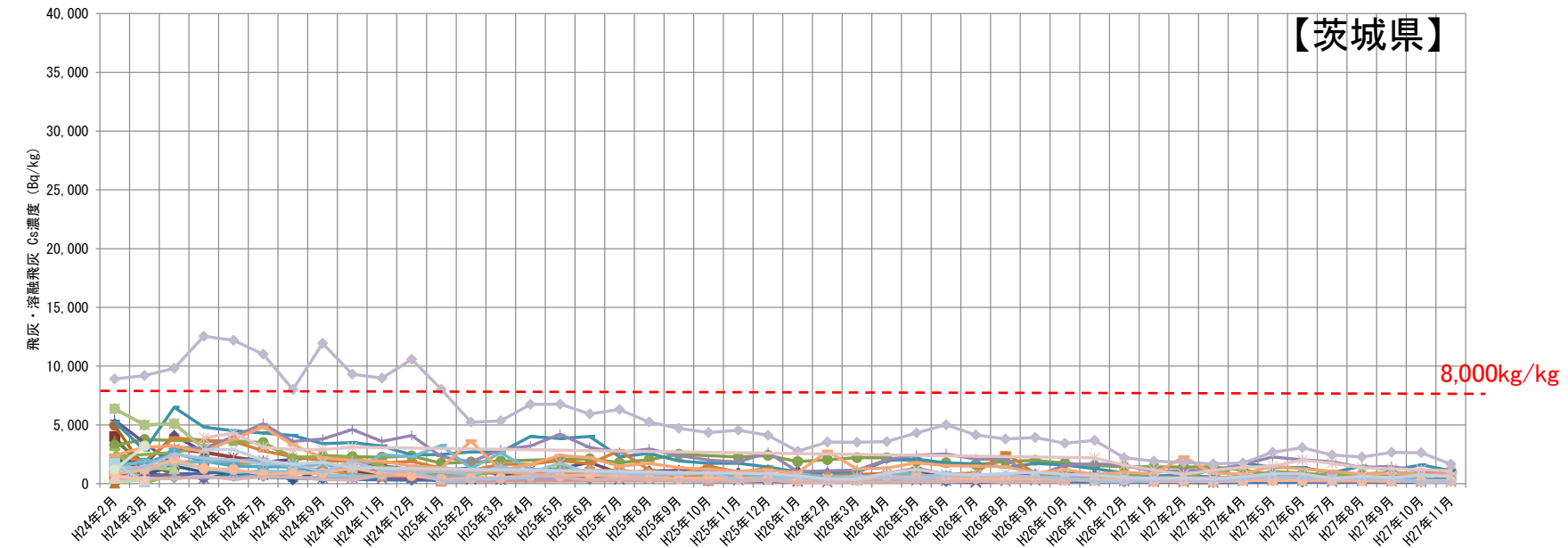
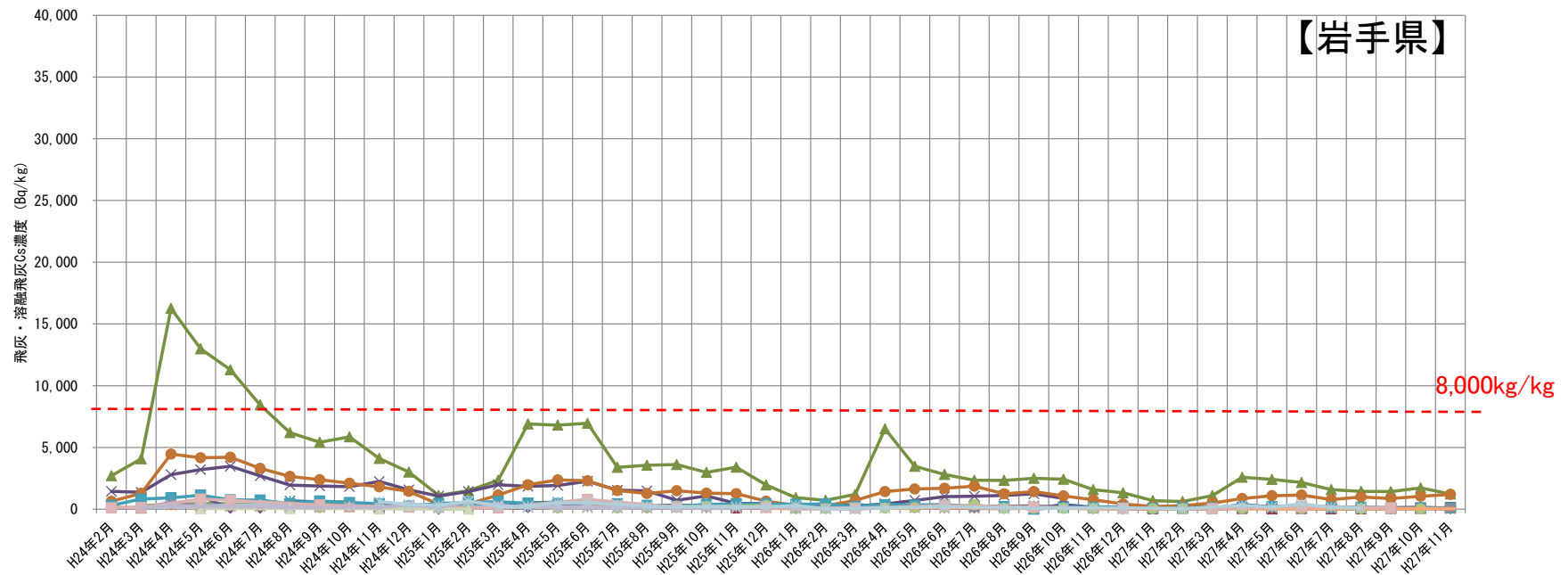
※2 ※1の検出下限値以下の値であり、人体への問題は極めて少ない。

廃棄物焼却施設における飛灰・溶融飛灰・混合灰の経年変化



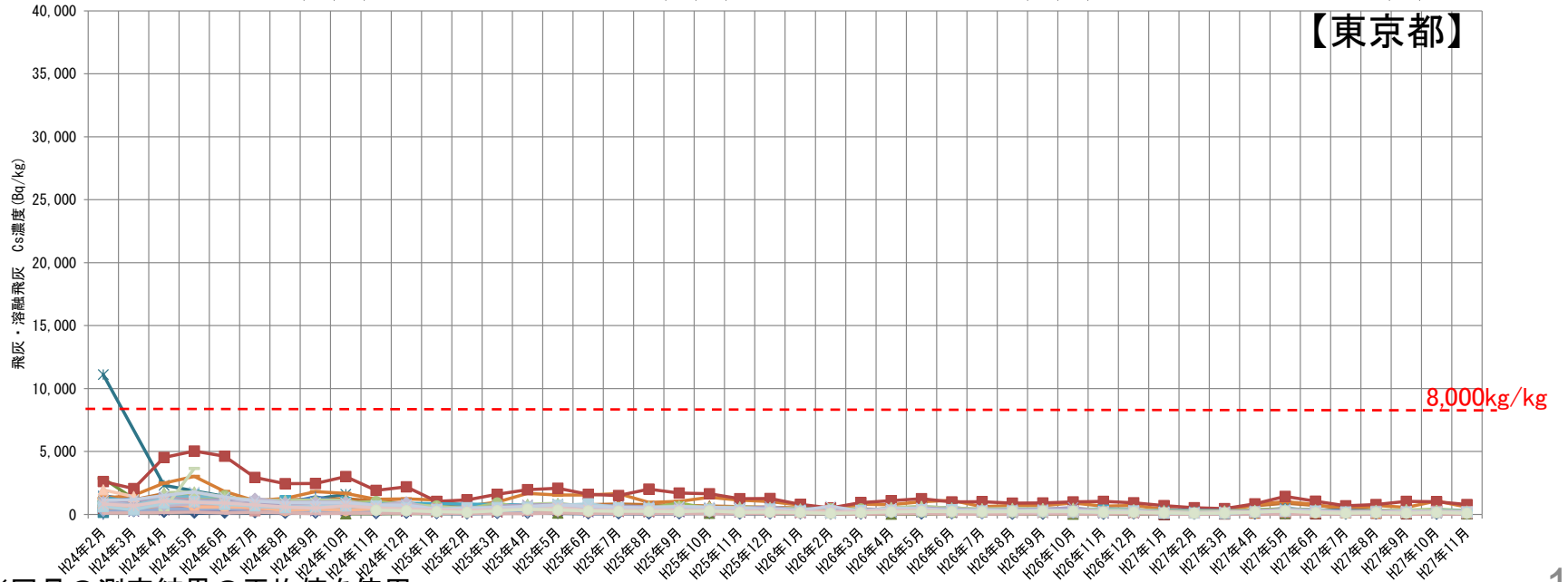
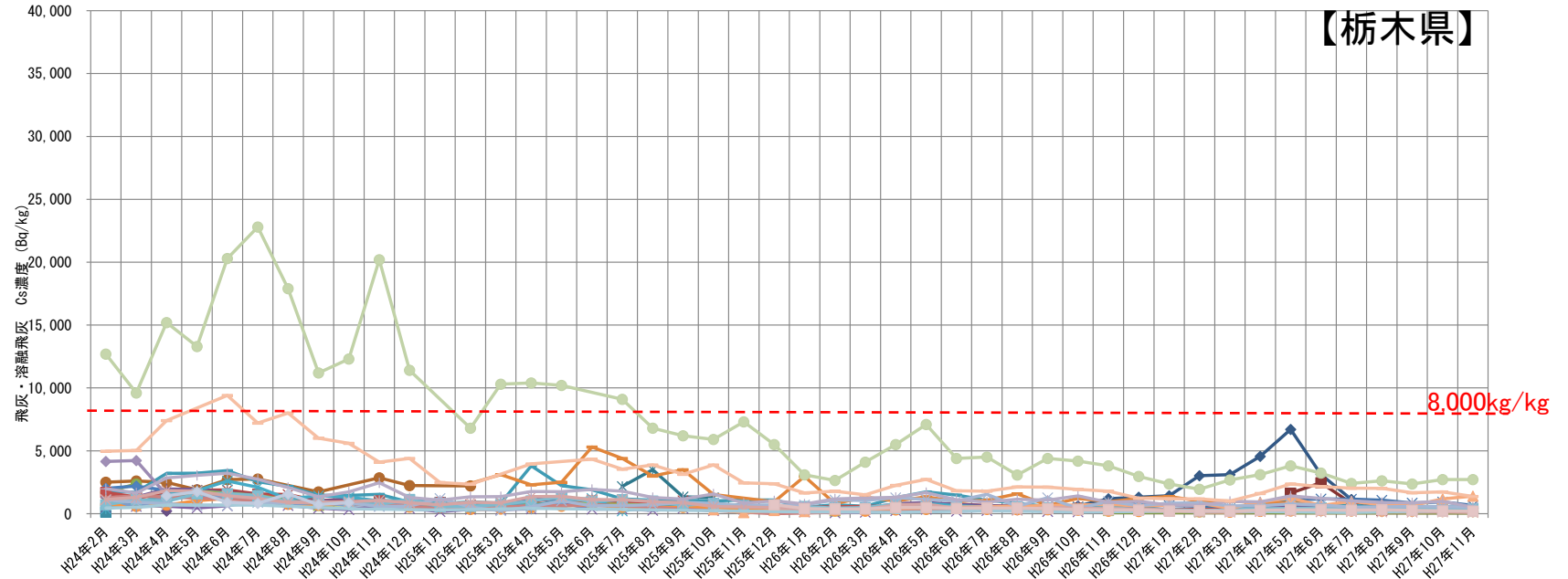
※同月の測定結果の平均値を使用

廃棄物焼却施設における飛灰・溶融飛灰・混合灰の経年変化



※同月の測定結果の平均値を使用

廃棄物焼却施設における飛灰・溶融飛灰・混合灰の経年変化



※同月の測定結果の平均値を使用